



標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。
厚生年金保険料率が18.182%（折半で9.091%）に改定されました。健康保険について、料率の変更はありませんのでご注意下さい。
なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。
厚生年金に加入している方の住所は、年金事務所に届出しています。住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡下さい。

最低賃金の改定について

- ◆ 平成28年度岩手県の地域別最低賃金が21円引き上げられ716円となります。平成28年10月5日発効です。昨年度の17円に続き今年度も大幅な引き上げとなりました。全国加重平均では25円の引き上げです。なお、最低賃金との比較の際、精皆勤手当、通勤手当および家族手当は算入されませんのでご注意ください。

(単位：円)

年 度	27年度	28年度	27年度	28年度
岩手県最低賃金 時 間 額	695	716	823	932
引 上 げ 額	17	21	参考：全国平均 25	参考：東京 25

「労務トラブル対策セミナー」開催のご案内

- ◆ 岩手労働局の発表によれば、平成27年度に岩手労働局に寄せられた個々の労働者と事業主の間の紛争、いわゆる個別労働紛争の相談件数は過去最多の2,908件（前年度比4.2%増）で、5年連続の増加となっています。
相談内容でトップは「いじめ・嫌がらせ」が1,015件（17.9%）で、3年連続1,000件超。次いで「自己都合退職」が831件14.6%、「解雇」760件13.4%、「労働条件引下げ」367件6.5%と続きます。（1件の相談で複数の内容があった場合は重複計上されています）
このような問題が自社で発生した場合にどのように対処すべきか、問題の解決手段はどのような方法があるのか、また、そもそも問題発生の予防はどのようにすべきか等についての対策セミナーを別紙のとおり開始いたします。
今回は、会場の都合により1事業所様1名のご参加とさせていただきますので、ご希望の事業様はお早目のお申込みをお願いいたします。